

ELVIDS 開発におけるオープンソースソフトウェアの適切な使用, 利用のための著作権, およびソフトウェアライセンスの再確認

李 東 真
飯 尾 淳

目 次

1. はじめに
2. ソフトウェアに関わる知的財産権と著作権
3. ELVIDS の開発に用いたオープンソースソフトウェアのライセンス
4. ELVIDS の開発におけるオープンソースソフトウェアの使用, 利用方法は適切か
5. ELVIDS のソースコードへのオープンソースライセンスの付与
6. おわりに

1. はじめに

筆者らは, これまで動画の学術的利用を促進することを目的として動画検索システムである ELVIDS を開発してきた。ELVIDS の特徴は, 作品全体の検索, 再生だけでなく, シーンやショットなどの部分をも検索, 再生する機能を搭載している点である。このような機能を搭載した目的は, 動画が文字資料などと比べるとブラウジングが困難であり, 特に利用者が見たい場面を探すのに時間がかかるという問題の解決にあったわけであるが, もう一つ解決すべきものとして, 上記のような機能を搭載したシステムを導入するにはコストがかかるという問題があった。その解決策として, 筆者らはオープンソースソフトウェアを活用して開発することとした (Lee & Iio 2017)。

ELVIDS に登録されているビデオ『第 92 回 知の回廊—オープンソースソフトウェアを使

う』¹⁾によると, オープンソースソフトウェアとは, 「無断でコピーしたり中身を改変して再配布するといった行為は禁止されている」市販ソフトウェアとは異なり, 「ソースコード (ソフトウェアの設計図) を無償で公開し, 中身を改良・再配布することができるソフトウェア 誰もが自由にほとんど無料で利用することができる」ものとされている。より厳密には, 下記に挙げる Open Source Initiative²⁾ (以下, OSI) による 10 の定義 (Open Source Definition) に従ったソフトウェアを指す³⁾。

1. 再頒布の自由
2. ソースコード
3. 派生ソフトウェア
4. 作者のソースコードの完全性 (integrity)
5. 個人やグループに対する差別の禁止
6. 利用する分野 (fields of endeavor) に対する差別の禁止
7. ライセンスの分配 (distribution)
8. 特定製品でのみ有効なライセンスの禁止
9. 他のソフトウェアを制限するライセンスの禁止
10. ライセンスは技術中立的でなければならない

オープンソースソフトウェアにはさまざまな種類があり、日本 OSS 推進フォーラムがそれらを OSS 鳥瞰図としてまとめているが (図 1), 図 1 を参照しながら ELVIDS に主に利用したオープンソースソフトウェアを挙げると、ウェブサーバーソフトウェアに Apache HTTP Server を、サーバー用基本ソフトウェアに Ubuntu Server を、リレーショナルデータベースの作成、管理、操作、維持するための RDBMS に SQLite を、開発言語として Ruby を利用している。また、上記の図には含まれていないが、開発フレームワークとして Ruby Sinatra を利用している。それらは開発元のウェブサイト、ミラーサイトからダウン

ロード、インストールすれば無償で使うことができるうえ、市販ソフトウェアに勝るとも劣らない性能を有している。

オープンソースソフトウェアは、その名称や「ソースコード (ソフトウェアの設計図) を無償で公開している」「中身を改良・再配布することができる」「誰もが自由にほとんど無料で利用することができる」などと紹介されていることから、それらに付随する諸権利を放棄しているような印象を与える。しかしながらオープンソースソフトウェアもほかのソフトウェアと同様に知的財産であり「法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」がある。したがって、そ

図 1 OSS 鳥瞰図 2017 a 版

OSS鳥瞰図 2017年版

© インプレXIT Leaders、日本OSS推進フォーラム



The diagram is a comprehensive map of OSS software, categorized into several main areas:

- デスクトップ、業務アプリケーション (Desktop/Business Applications):** Includes desktop environments (Chromium, Firefox, Evolution), office suites (Apache OpenOffice, LibreOffice), CRM (Pentaho, SugarCRM), ERP (ADempiere, Compiere, ERPS, Openbravo), and CAD/CAM (Blender, os-Commerce, Quantum GIS, SAs, WfKA).
- Web/サーバー、データベース (Web/Server/DB):** Covers web servers (Apache HTTP Server, Tomcat, etc.), databases (MySQL, PostgreSQL, etc.), and various management tools.
- OS、仮想化、クラウド (OS/Virtualization/Cloud):** Lists operating systems (Android, CentOS, etc.), virtualization tools (Docker, VMWare, etc.), and cloud services (OpenStack, etc.).
- ストレージ (Storage):** Details storage solutions like Ceph, GlusterFS, and various network storage options.
- セキュリティ (Security):** Includes intrusion detection (Snort, Suricata), SSL/VPN, and other security services.
- ファイルサーバー、メールサーバー (File/Server):** Lists file sharing (Samba, NFS) and email services (Postfix, Courier, etc.).

At the bottom, there are footnotes and a reference to ISO/IEC 17788:2014 Information technology - Cloud computing - Overview and vocabulary.

出所：日本 OSS 推進フォーラムホームページ (<http://ossforum.jp/node/1332>)

れらを用いてシステム開発を行う際には権利を侵害せぬよう、また、開発したシステムを配布される側に問題が生じぬよう、ソフトウェアに関わる諸権利やソフトウェアに付されたライセンス（許諾条件）などについて把握しておく必要がある。

そこで、本稿では、ソフトウェアに関わる知的財産権、著作権の概要を示し、次いで ELVIDS に用いた各種ソフトウェアおよびそのライセンスを概観する。その後 ELVIDS の開発におけるオープンソフトウェアの使用、利用が適切かを述べ、最後に ELVIDS のソースコードにライセンスを付与する方法を示すこととする。

2. ソフトウェアに関わる知的財産権と著作権

知的財産権とは、知的財産基本法で定められた、人間の知的な創作活動などから作り出された知的財産、すなわち実体のないもしくは形のない財産を守るための権利である。

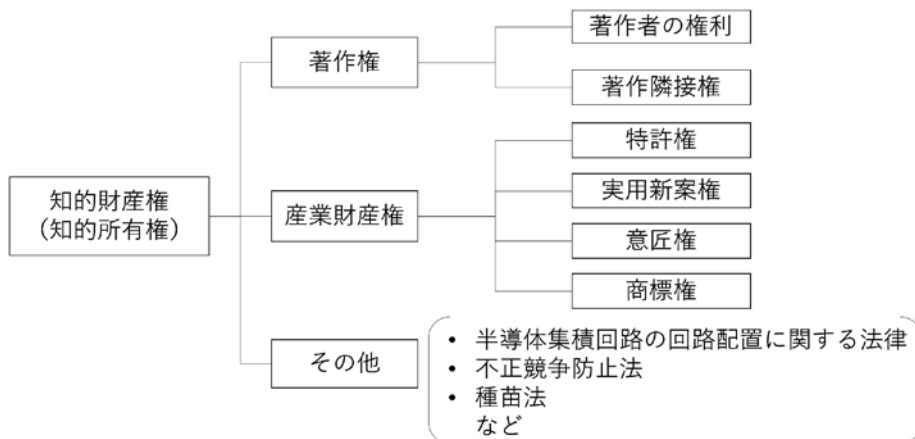
知的財産権には、「著作者の権利」「著作隣接権」「特許権」⁴⁾「実用新案権」⁵⁾「意匠権」⁶⁾「商標権」⁷⁾「その他」があるが、「著作者の権利」「著作隣接権」を総称して「著作権」（後述）、「特許権」「実用新

案権」「意匠権」「商標権」を総称して「産業財産権」と呼ぶ⁸⁾（図2）。このように、知的財産権には、さまざまな権利が含まれるが、そのうちソフトウェアに関わるのが著作権である。

著作権とは、著作権法で定められた、著作者が著作物を排他的・独占的に利用できる権利のことで、著作者が著作物を創作した時点で発生する権利である。著作者とは、著作物を創作した者であり、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されるが、著作物となるものの種類については、著作権法第十条に以下のような例示がある。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物

図2 知的財産権の種類



出所：公益社団法人著作権情報センター（www.CRIC.or.jp/qa/hajime/）の図をもとに筆者が作成。

九 プログラムの著作物

以上の例示のほかにも著作物になりうるものがあるが、ソフトウェアやそこに含まれるソースコードは「九 プログラムの著作物」に該当し、著作権の保護の対象である。

前述したように著作権には「作者の権利」と「著作隣接権」⁹⁾がある。それらのうち、ソフトウェアの利用に関わるのが前者である。

表1に示したように、作者の権利には、「著作人格権」と「著作財産権」が含まれる。著作人格権とは、「作者の人格価値を保護するための権利」¹⁰⁾であり、公表権（作者が著作物の公表をするか否か、公表するのであればいつするのかを決める権利）、氏名表示権（作者が著作物に実名あるいは変名を著作者名として表示するか否かを決める権利）、同一性保持権（作者が著作物を無断で変更あるいは修正されない権利）からなる。もう一方の「著作財産権」とは、著作物の財産としての利益を守るための権利であり、複製権（作者が著作物を複製することのできる権利）、出版権（作者が著作物の複製物を出版することのできる権利）、上演権（作者が著作物を公衆に上演する権利）、演奏権（作者が著作物を公衆に演奏する権利）、公衆送信権・公の伝達権（作者が著作物の公衆送信を行うことのできる権利）、口述権（作者が著作物を公衆に口頭で伝達することのできる権利）、上映権（作者が著作物を映して公開することのできる権利）、頒布権（作者が著作物を複製し頒布することのできる権利）、展示権（作者が美術や写真の著作物を公に展示する権利）、貸与権（作者が著作物の複製物を公衆に貸与することので

きる権利）、翻訳権・翻案権（作者が著作物の内容を大きく変えずに新たな著作物を作ることのできる権利）、譲渡権（作者が著作物あるいはその複製物を譲渡により公衆に提供することのできる権利）、二次的著作物の利用権（作者が翻訳・翻案した著作物（二次的著作物）を利用する権利）などがある。

ここまで、ソフトウェアに関わる知的財産権、著作権の概要を示したが、ソフトウェアを含め著作物を使うという行為には「使用」と「利用」とがあり、それらは明確に区別されている。前者の使用とは「著作物を見る、聞く等のような単なる著作物等の享受」¹¹⁾することであり、本を読むことなどがそれに該当する。ソフトウェアの場合、文書作成ソフトウェアを使って文書を作成することなどが「使用」である。一方、「利用」とは「複製や公衆送信等著作権等の支分権に基づく行為」¹²⁾であり、本の複製を作り出版、配信することなどが該当する。ソフトウェアの場合は、ソフトウェアの複製、改変、改変したものの配布などが「利用」である。

上記に挙げた本は、購入することにより使用する権利を得て読むことができるようになるが、それを含めた著作物を複製して配布するなどの行為、すなわち、利用することは、例外的な場合を除いては、著作権者の許諾が必要である¹³⁾。一方、ソフトウェアは、使用するにも、利用するにも、ソフトウェアの使用許諾あるいは利用許諾を与える個人や組織が提示した許諾条件に同意し、契約を結ばなければならない。その許諾条件を定めたもの、あるいは許諾条件を文書にまとめたものをソフトウェアライセンスと呼び、特にオープン

表1 作者の権利の種類

作者の権利	著作人格権	公表権、氏名表示権、同一性保持権
	著作財産権	複製権、出版権、上演権、演奏権、公衆送信権等、口述権、上映権、頒布権、展示権、貸与権、翻訳権・翻案権、譲渡権、二次的著作物利用権など

出所：筆者が作成。

ソースソフトウェアに付されたソフトウェアライセンスをオープンソースライセンスと呼ぶが、次章では ELVIDS の開発に用いたオープンソースソフトウェアのライセンスを紹介しながら、それらのことについてみていくこととする。

3. ELVIDS の開発に用いたオープンソースソフトウェアのライセンス

ソフトウェアは、ライセンシ（ソフトウェアを使用する個人や組織）がライセンサ（ソフトウェアの使用許諾を与える個人や組織）とソフトウェアライセンス契約（ソフトウェア使用許諾契約）を結ぶことで、使用することができるようになる。多くはコンピューターにインストールする際に、最初に出てくるソフトウェアライセンスに同意することが求められ、これを同意した時点でライセンス契約が成立する。市販のソフトウェアのライセンスを例に挙げれば、使用人数やインストールできる端末の台数制限、ソフトウェアの挙動や構造を調べ分析するというリバースエンジニアリングの禁止などがソフトウェアライセンスに含まれている。

ソフトウェアの利用についても同様で、ライセンシ（ソフトウェアを利用する個人や組織）がライセンサ（ソフトウェアの利用許諾を与える個人や組織）とソフトウェアライセンス契約（ソフトウェア利用許諾契約）を結ぶことで利用することができるようになるが、市販のソフトウェアの場合は、ソースコードが開示されていない場合が多く、利用自体を禁止しているのが普通である。当然のことながら、ソフトウェアを複製して配布する、ソースコードを不正に入手して改変する、またそれらを配布することは著作権を侵害する行為である。

オープンソースソフトウェアを使用、利用する際も、上記のようなライセンス契約が必要である。オープンソースライセンスは、現在、OSI が認定しているものだけでも 80 以上あるが¹⁴⁾、それら

は、許諾条件によって分類することができる。可知は、数多のオープンソースライセンスをコピーレフト¹⁵⁾に基づいて分類しており、その種類にはカリフォルニア大学バークレー校を起源とするコピーレフト条項のないライセンスである BSD 型、限定的にコピーレフト条項を付しているライセンスである MPL 型、GNU プロジェクトが提唱するコピーレフト条項を含んだライセンスである GPL 型、上記のいずれにも属さない「その他」がある（可知 2013）。

上記の分類を踏まえ、表 2 の ELVIDS の開発に用いたソフトウェア、ライブラリとそれに付随するライセンスをみると、そのほとんどが BSD 型に属する MIT ライセンスであることがわかる¹⁶⁾。

MIT ライセンス（The MIT License）¹⁷⁾とは、「1980 年代にマサチューセッツ工科大学の弁護士らが BSD ライセンスの用語の曖昧性を除去し、より理解しやすいように作成した独自のライセンス」（Rosen 2005）である。日本語訳で 500 字に満たない MIT ライセンスは、そのライセンスが付与されたソフトウェア、関連文書のファイル、ソフトウェアの複製の利用を無償で許可し、商用利用も許可すること、頒布する際にはすべての複製または著作権表示（Copyright (c) <year> <copyright holders>）、ライセンス文をソースコードに含める、あるいはそれらの表示を記載したテキストファイルをソフトウェアに含めること、ソフトウェアの著作権者は、ソフトウェアあるいはその複製についてはいかなる責任も負わないことを規定している。

もう一つの BSD 型に属するライセンスが、アパッチソフトウェア財団が考案した Apache ライセンス（Apache License）¹⁸⁾である。Apache ライセンスにはいくつかのバージョンがあり、現在は 2004 年に改訂されたバージョン 2.0 が最もよく使われているとされるが、本文では、当該ライセンスが付与されたソフトウェアを無償で自由

表2 ELVIDS に用いたオープンソースソフトウェアとそのライセンス

ライセンス名	オープンソースソフトウェア名	種類
Apache License	Apache HTTP Server	http サーバー
	thread_safe 0.3.5	ライブラリ
GPL	Ubuntu Server 14.04	オペレーティングシステム
Public Domain	SQLite3, 3.15.2	RDBMS
The MIT License	Sinatra, 1.4.7	ウェブフレームワーク
	activemodel, 5.0.0.1	ライブラリ
	activerecord, 5.0.0.1	ライブラリ
	activesupport, 5.0.0.1	ライブラリ
	arel, 7.1.4	ライブラリ
	backports, 3.6.8	ライブラリ
	bundler, 1.14.4	ライブラリ
	concurrent-ruby, 1.0.2	ライブラリ
	i18n, 0.7.0	ライブラリ
	minitest, 5.9.1	ライブラリ
	multi_json, 1.12.1	ライブラリ
	rack, 1.6.4	ライブラリ
	rack-protection, 1.5.3	ライブラリ
	rack-test, 0.6.3	ライブラリ
	sinatra, 1.4.7	ライブラリ
	sinatra-contrib, 1.4.7	ライブラリ
	sqlite3, 1.3.12	ライブラリ
	tilt, 2.0.5	ライブラリ
	tzinfo, 1.2.2	ライブラリ

出所：筆者が作成。

に使用できること、改変、再配布可能で、プログラムを修正して配布する場合は修正した旨を明記すること、その複製、派生ソフトウェア（二次的著作物）を無償で利用できること、商用利用も可能であること、ソフトウェアの作成者が自ら持つ特許技術をソフトウェアに組み込んだ場合はソフトウェアの利用者にその特許技術の利用を許可すること、いかなる保証、責任を負わないことなどが記載されている¹⁹⁾。

ELVIDS の開発に用いたオペレーティングシステムには、GPL が付与されている。GPL²⁰⁾ とは、GNU プロジェクト²¹⁾ によるフリーソフトウェアライセンスである。そのライセンスが付されたソフトウェアは、自由に入手、使用でき、改変や再

配布などの利用も可能である。一方で、GPL は、先の2つのライセンスとは異なり、コピーレフト型であるため、改変したソフトウェアを配布する際は、必ず元のライセンスを保持する必要がある。

ここまで ELVIDS に用いたオープンソースソフトウェアとそのライセンスをみてきたが、以上の点を踏まえ、次章で、ELVIDS の開発におけるオープンソフトウェアの使用、利用が適切か否かを確認していく。

4. ELVIDS の開発におけるオープンソースソフトウェアの使用、利用方法は適切か

前章までに確認した点を踏まえると、オープンソースライセンスの種類にかかわらず、オープン

ソースソフトウェアを使用する場合、すなわち、オープンソースソフトウェアをダウンロード、インストールし、それらを用いて検索システムを構築するなどといった行為は、各種オープンライセンスの定義のとおり、無償で自由に行える。オープンソースライセンスが付与されたライブラリの使用も然りである。

さらに、オープンソースライセンスには、インストールできる端末の台数制限はなく、変更、再配布も自由に行ってよい旨が明記されている。たとえば、複数人で開発する場合、すべての作業員に対して同一の開発環境を無償で提供することもでき、個人あるいは組織内であればソースコードを自由に改変し利用することもできる。また、改変したソフトウェアのソースコードを他機関に配布するような場合でも、先に挙げたオープンソースソフトウェアのライセンスが定める条件に従えば可能である。たとえば、MIT ライセンス、Apache ライセンスが付与されたオープンソースソフトウェアを改変し配布する場合は新たなライセンスを付与し再配布することができ、GPL のライセンスならば、当該ソフトウェアの名称、著作権表示、ライセンス条文などを記載し、改変したソースコードを利用者に開示すれば再配布が可

能である。

したがって、今回のように、オープンソースソフトウェアを使用して ELVIDS のような動画検索システムの開発を行うことは著作権の侵害にはあたらない。また、今後、オープンソースソフトウェアを利用する、すなわち、それらを改変し配布するなどの場合もライセンスに従えば、問題は生じないということになる。

5. ELVIDS のソースコードへのオープンソースライセンスの付与

ELVIDS を動かすために筆者らが作成したソースコードは著作物であり、著作権が発生する。これが、ELVIDS を他機関などで使ってもらう際の妨げになると考えられる。たとえば、ELVIDS にライセンスを付与することなくソースコードのみを配布してしまうと、バグなどがあった場合のソースコードの修正、新たな機能の追加、改変したソースコードの再配布などの行為は、著作権の問題で行うことができない。その問題を回避するためには、何らかのライセンスを付与しておくことが望ましい。

筆者らは、ELVIDS の修正、改変、配布については、自由にしてもらっても構わないという立場

図3 MIT ライセンスを付与した ELVIDS のソースコード

```
# coding:utf-8
Encoding.default_external = 'utf-8'
= begin
Copyright(c) 2017 Tongjin Lee
Release under the MIT license
https://opensource.org/licenses/mit-license.php
=end
require 'active_record'
require 'sinatra'
require 'sinatra/reloader'
require 'logger'

ActiveRecord::Base.configurations = YAML.load_file('database.yml')
```

出所：筆者が作成。

をとっている。この場合 ELVIDS の開発に用いたオープンソースソフトウェアの多くでみられた、MIT ライセンスを付与することが考えられる。実際にライセンスを付与する方法を示したのが図3である。

ライセンスを付与するには、ソースコードに“Copyright (c) <year> <copyright holders>”, MIT ライセンスでリリースしていることを示す一文を記載し、MIT ライセンスの全文をソースコードとは別にテキストファイルとして添付するかあるいは MIT ライセンス全文が掲載されている URL をソースコード上に記載すればよい (図3)。これにより、ELVIDS に MIT ライセンスが付与され、ELVIDS を配布される側が、著作権を気にすることなく、ソースコードの修正、改変、配布が可能になる。

6. おわりに

本稿では、ソフトウェアの諸権利、開発に使用したオープンソースソフトウェア群およびそのライセンスの概要、ELVIDS の開発におけるオープンソースソフトウェアの使用、利用方法は適切か否か、また、ELVIDS にライセンスを付与する方法について述べた。

ELVIDS の開発は現在も進行中であり、今後も修正、機能の追加などを随時行っていく予定であるが、その都度、諸権利やライセンスを十分に理解、把握する必要がある。特に、今後の開発過程でソフトウェアの改変、再配布などを行う際は、以上の点は重要である。

もう一つ重要な点として、本稿では大きくとりあげなかったが、オープンソースライセンスの多くには、その許諾条件の中にソフトウェアの使用、利用によって生じるいかなる責任も負わないという免責事項が含まれている。そのことを、オープンソースソフトウェアを使って ELVIDS を開発する筆者らのみならず、オープンソースライセン

スが付与された ELVIDS を利用する側も十分に理解しなければならない。

オープンソースソフトウェアは有用なツールではあるが、それらはすべて著作物であり、そこに付随する諸権利やライセンス、それらのメリット、デメリットを理解しないまま使うのは、著作者のみならず、自らにも大きな損害をもたらす可能性がある。そのため、オープンソースを使用、利用するか否かの意思決定は、以上のことを十分に踏まえたうえで行うべきである。

- 1) 『第92回 知の回廊—オープンソースソフトウェアを使おう』の ELVIDS への登録については、権利者から許諾を得ている。なお、ビデオの本編は、中央大学のホームページ上 (www.chuo-u.ac.jp/usr/kairou/programs/2013/) で閲覧することができる。
- 2) Open Source Initiative とは、エリック・レイモンド (Eric Raymond)、ブルース・ペレンス (Bruce Perens) が 1998 年に共同で創設した、オープンソースソフトウェア文化の普及や啓蒙活動を推進するための組織である。Open Source Initiative. “History of the OSI”. OSI ホームページ, <https://opensource.org/history>, (参照 2017-09-19).
- 3) 各定義の解説については、オープンソース・グループ・ジャパン (Open Source Group Japan) のホームページ (<http://www.opensource.jp/osd/osd-japanese.html>) を参照されたい。
- 4) 特許権とは、「工業所有権の一つで、特許を受けた発明を業として実施することのできる独占的・排他的権利 (特許六八)。産業上利用できる発明を公開した者に対して一定期間独占権を付与するとともに、その後は一般公衆が利用できるようにすることにして産業の発展を図るために特許法が認めたもの。(中略) 存続期間は、出願日から二〇年以内となっている」。「特許権」, 法律用語辞典第4版, 有斐閣, (参照 2017-09-19).
- 5) 実用新案権とは、「実用新案法により、実用新案を登録した物品の製造・使用などを排他的に独占できる権利。存続期間は出願の日から 10 年」(デジタル大辞泉) である。「実用新案権」, デジタル大辞泉, 小学館, (参照 2017-09-19).
- 6) 意匠権とは、「工業上利用することができる新規

の意匠を独占的・排他的に使用できる権利。登録によって発生する。存続期間は、設定登録の日から20年（平成19年（2007）3月以前のもは15年）である。“意匠権”，デジタル大辞泉. 小学館，（参照2017-09-19）。

- 7) 商標権とは、「一定の商品について登録した商標を独占的・排他的に使用できる権利」である。“商標権”，デジタル大辞泉. 小学館，（参照2017-09-19）。
- 8) なお、産業財産権は権利の発生に登録が必要な方式主義であるのに対し、著作権は著作者が著作物を創作した時点で権利が発生する無方式主義である。
- 9) 著作隣接権とは、「実演家・レコード製作者・放送事業者が著作物を利用する際に認められる、著作権に準ずる権利。録音・録画・複製などに関する権利」のことである。“著作隣接権”，デジタル大辞泉. 小学館，（参照2017-09-19）。
- 10) 古谷榮男，松下正，眞島宏明. 知的財産用語辞典. <http://www.furutani.co.jp/cgi-bin/term.cgi?title=%92%98%8D%EC%8E%D2%90%8Ai%8C%A0>，（参照2017-09-19）。
- 11) 文部科学省.“2. 技術の進展に伴う著作物等の保護・活用の変化”. 文部科学省ホームページ. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_bunka/chosakuken_index/toushin/attach/1325716.htm，（参照2017-09-19）。
- 12) 同上
- 13) 例外的な場合とは、具体的に、著作権法第三十条から第四十七条の九のいずれかに該当する場合をさす。
- 14) オープンソースライセンスの数については、OSIのウェブサイト (<https://opensource.org/licenses/alphabetical>) を参照した。
- 15) コピーレフトとは、ソフトウェアなどの著作物を改変して頒布する際には、元の利用条件と同じものを適用しなければならないというものである。この用語は、コピーライト（著作権）に対する造語で、すべてのソフトウェアは、誰でも、自由に、利用、再配布、改変できるべきであると、1984年に提唱された考え方である。日本OSS推進フォーラム.“I-2-3. 著作権とコピーレフトホームページ”，<http://ossforum.jp/node/495>，（参照2017-09-19）。
- 16) ただし、PDS（パブリックドメインソフトウェア）はオープンソースソフトウェアではないため分類か

らは除外している。PDSとは、「著作権の放棄が宣言・表明されたソフトウェアのこと」であり、用語には「二次利用を含めて無償で利用可能である」という意味を含んでいる場合が多いとされる。ただし、日本の著作権法では、著作者人格権を放棄できないため、日本国内ではパブリックドメインのソフトウェアは存在しえないと考えるべきである。“パブリックドメインソフトウェア”，IT用語辞典，小学館，（参照2017-09-19）。

- 17) MITライセンスの全文については、Open Source Initiativeのホームページ (<https://opensource.org/licenses/mit-license.php>) で参照することができる。
- 18) Apache Licenseの全文については、The Apache Software Foundationのホームページ (<http://www.apache.org/licenses/>) で参照することができる。
- 19) ただし、Apacheライセンスには、著作者側の自己責任の下で、著作者が二次的著作物を配布する際にサポート、保証、損害補償、またはその他の責任を負う権利を付与することができ、またそれを有料にすることができるという条項が含まれている。
- 20) GPLの全文については、Free Software Foundationのホームページ (<https://www.gnu.org/licenses/gpl-3.0.en.html>) で参照することができる。
- 21) GNUプロジェクトとは、リチャード・ストールマンが中心となって開発しているUNIXと上位互換性のある自由なソフトウェアシステムの総称であり、そのプロジェクトがGNUプロジェクトである。なお、本章では可知の文献に基づいて分類を示したが、本来フリーソフトウェア財団が提唱するフリーソフトウェアとオープンソースソフトウェアは別の概念であることに注意が必要である。

参考文献

- Lee, Tongjin; Iio, Jun. “ELVIDS: Video Search System Prototype with a Three Level Hierarchy Model”, *Advances in Network-based Information Systems: The 20th International Conference on Network-Based Information Systems (NBIS-2017) Lecture Notes on Data Engineering and Communications Technologies*, vol. 7. Barolli, L. *et al.*, ed. Springer, 2017, p. 1096-1104.

Rosen, L. Open source licensing: software freedom and intellectual property law. Prentice Hall PTR, 2005, 396 p.

可知豊著. 知る, 読む, 使う! オープンソースライセンス. 達人出版会, 2013, 158 p.